

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略) <u>令和3年10月20日 一部改正</u></p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資(株式等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款(株)」という。)第39条及び海外投資(不動産等)保険約款(平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款(不)」という。)第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>第1条～第18条 (略)</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p>	
<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第19条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づき、保険証券ごとに別紙様式第18「海外投資保険回収義務履行状況報告書」(以下「履行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、<u>回収金</u>通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 損失の発生日(ただし、配当金請求権については、支払期日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、<u>回収金</u>通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。</p>	<p>(回収義務の履行状況の報告)</p> <p>第19条 被保険者は、約款(株)第31条第3項又は約款(不)第30条第3項の規定に基づき、保険証券ごとに別紙様式第18「海外投資保険回収義務履行状況報告書」(以下「履行状況報告書」という。)及び履行の状況を証する書類の写しを、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、<u>回収納付</u>通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 損失の発生日(ただし、配当金請求権については、支払期日)から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、<u>回収納付</u>通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。</p>	

新	旧	備考																														
3 (略)	3 (略)																															
第20条 (略)	第20条 (略)																															
<p>(回収金の納付)</p> <p>第21条 被保険者は、約款(株)第31条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20「海外投資保険回収金通知書」に<u>証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 被保険者は、<u>前項の回収金通知書に基づき</u>日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。</p>	<p>(回収金の納付通知等)</p> <p>第21条 被保険者は、<u>保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(株)第31条第8項又は約款(不)第30条第8項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から1月以内に、別紙様式第20「海外投資保険回収金納付通知書」及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p> <p><u>一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類</u> <u>二 回収に要した費用があるときは、その証拠書類</u> <u>三 その他参考となるべき書類</u></p> <p>2 被保険者は、日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。</p>																															
<p>第22条～第28条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和3年11月1日から実施する。</u></p>	第22条～第28条 (略)																															
<p>別表1</p> <p>海外投資保険提出書類一覧表</p> <p>提出先は、本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="107 1252 972 1452"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・海外投資(株式等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・海外投資(不動産等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・海外投資保険送金確定通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1	・海外投資(株式等)保険申込書	1(1)	2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1(1)	3	・海外投資保険送金確定通知書	1(1)	4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求	1(1)	<p>別表1</p> <p>海外投資保険提出書類一覧表</p> <p>提出先は、本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1012 1252 1877 1452"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・海外投資(株式等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・海外投資(不動産等)保険申込書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・海外投資保険送金確定通知書</td> <td>1(1)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求</td> <td>1(1)</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1	・海外投資(株式等)保険申込書	1(1)	2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1(1)	3	・海外投資保険送金確定通知書	1(1)	4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求	1(1)	
様式番号	提出書類	提出部数																														
1	・海外投資(株式等)保険申込書	1(1)																														
2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1(1)																														
3	・海外投資保険送金確定通知書	1(1)																														
4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求	1(1)																														
様式番号	提出書類	提出部数																														
1	・海外投資(株式等)保険申込書	1(1)																														
2	・海外投資(不動産等)保険申込書	1(1)																														
3	・海外投資保険送金確定通知書	1(1)																														
4	・海外投資保険変更承認申請書及び変更請求	1(1)																														

新			旧			備考
5	書 ・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	5	書 ・海外投資保険における他の保険契約の通知書	1 (1)	
6	・海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)	6	・海外投資保険増額・減額承認請求書	1 (1)	
7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	・海外投資保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	・海外投資保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	8 - 1	・海外投資保険担保権設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	8 - 2	・海外投資保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
8 - 3	・海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)	8 - 3	・海外投資保険担保権設定通知書	1 (1)	
8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)	8 - 4	・海外投資保険質権等設定通知書	1 (1)	
8 - 5	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	8 - 5	・海外投資保険担保権設定解除等通知書	1 (1)	
8 - 6	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	8 - 6	・海外投資保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
9	・海外投資保険事情発生通知書	1	9	・海外投資保険事情発生通知書	1	
10 - 1	・海外投資（株式等）保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 1	・海外投資（株式等）保険損失発生通知書	1 (1)	
10 - 2	・海外投資（不動産等）保険損失発生通知書	1 (1)	10 - 2	・海外投資（不動産等）保険損失発生通知書	1 (1)	
11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	11	・海外投資保険損失防止軽減等費用負担請求書	1 (1)	
12	書 ・海外投資保険入金通知書	1 (1)	12	書 ・海外投資保険入金通知書	1 (1)	
13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	13	・海外投資保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	14	・海外投資保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
15 - 1	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)	15 - 1	・海外投資（株式等）保険保険金請求書	1 (1)	
15 - 2	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)	15 - 2	・海外投資（不動産等）保険保険金請求書	1 (1)	
16	・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)	16	・海外投資保険保険金請求経緯書	1 (1)	
17	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	17	・海外投資保険損失発生確認申請書	1 (1)	
18	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	18	・海外投資保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
19	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	19	・海外投資保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	
20	・海外投資保険回収金通知書	1 (1)	20	・海外投資保険回収金納付通知書	1 (1)	
21	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	21	・海外投資保険回収費用負担請求書	1 (1)	
22	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	22	・海外投資保険権利行使等委任状	1 (1)	
23	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)	23	・海外投資保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
24	・信用危険てん補特約申請書	1 (1)	24	・信用危険てん補特約申請書	1 (1)	
25	・部分損失特約申請書	1 (1)	25	・部分損失特約申請書	1 (1)	

新			旧			備考
26	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	26	・事業拠点等特約申請書	1 (1)	
27	・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	27	・贈賄防止に係る誓約及び申告書	1	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			
別表2～別表5 (略)			別表2～別表5 (略)			